

安全衛生情報 R8.6

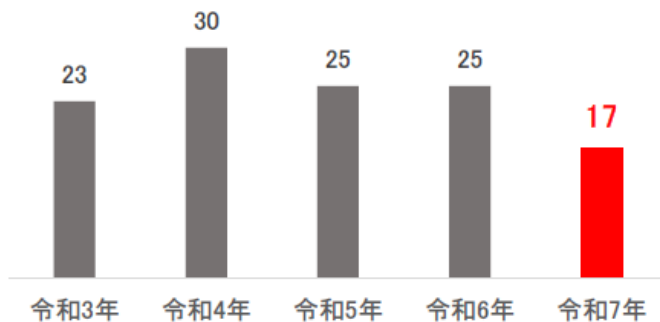
富士労働基準協会

TEL 0545-52-5801 fax 0545-53-0333

【令和7年労働災害発生状況（静岡労働局）】

静岡労働局労働災害統計情報より

1. 死亡災害（年間）



死亡者数

（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

令和7年
17 人死亡

令和6年末に比べ

8 人 減少

【業種】

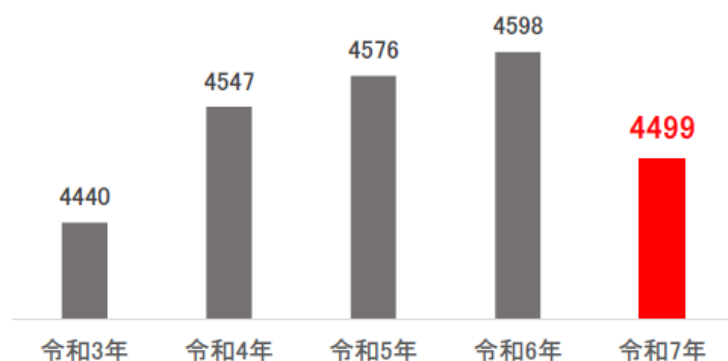
①製造業 8 人（2 人減） ②建設業 6 人（同数）

【事故の型】

①墜落・転落 7 人（1 人減） ②はさまれ・巻き込まれ 4 人（4 人減）

※カッコ内は前年との比較

2. 死傷災害（休業4日以上）



死傷者数

（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

令和7年
4499 人

令和6年末に比べ

99 人 減少

【業種】

①製造業 1,307 人（52 人減） ②商業 666 人（23 人減） ③運輸交通業 545 人（29 人減）
④保健衛生業 514 人（39 人増） ⑤建設業 440 人（21 人減）

【事故の型】

①転倒 1201 人（56 人増） ②墜落・転落 660 人（82 人減） ③動作の反動・無理な動作 634 人（21 人減） ④はさまれ・巻き込まれ 545 人（47 人減）

※カッコ内は前年との比較

【令和7年静岡県内死亡災害事例（抜粋）】

事故の型	業種 起因物	災害の概要
はさまれ・巻き込まれ	輸送用機械等製造業 産業用ロボット	派遣労働者が溶接ラインにおいて溶接ロボット設備の機械の操作中、設備の状態を確認しようとしたところ、搬送ロボットと溶接治具の間に挟まれた
	木材・木製品製造業 フォークリフト	倉庫内で、木材を梱包・搬送するために、フォークリフトを使用して木材の運搬作業を単独で行っていたところ、フォークリフトと木材を積んだ棚の間に挟まれた
	清掃・と蓄業 混合機・粉砕機	被災者と同僚Aの2名で、プラスチックの廃棄物をロールクラッシャーにて破砕する作業を終えた後、同僚Bがロール部分の排出側に残っていた廃棄物を取り除こうとしていたため、Aは機械を動かせば取り除けると考え、Bに起動スイッチを押させたところ、ロールの上部にいた被災者が巻き込まれた
	その他の製造業 不整地運搬車	被災者は、建設現場に持ち込まれていたクローラダンプの荷台の油圧装置に作動不良が認められたため、出張して修理を行っていたが、当該現場作業員がクローラダンプの荷台と車体の間に身体の大部分が挟まれた状態の被災者を発見した
墜落・転落	道路貨物運送業 その他の用具	トレーラーの荷台で銅板の締め付け作業を行った際、荷台のリングに掛けるべきレバーブロックのフックがリングに掛かっておらず、銅板に掛かった状態で荷締めを行ったがためにフックが外れ、その反動で約1.7m下の地面に墜落した
	食料品製造業 作業床・歩み板	工場建屋の底で、業務用エアコンの室外機の固定ボルトを取り外す作業を行っていたところ、体勢を崩し、高さ3.7m下の地面に墜落 被災者は保護帽及び墜落制止用器具を着用していなかった
	土木工事業 はしご等	架設の橋のたもとのH鋼を切断するために、脚立をはしごととして利用し、ガス切断を行っていたところ、バランスを崩し、はしごとごと3メートル下の水路底へ転落した
熱中症	輸送用機械等製造業 高温・低温環境	工場内で新幹線車両の組付けを行う作業現場の一次下請の労働者が、作業場を一時離脱して作業場外で座り込んでいたところを、別の作業員が発見して身体冷却等の措置を実施 約1時間後、帰宅のためタクシーに乗車しようとしたところ倒れ込み、地面に後頭部を打ち付け意識を失ったため、緊急搬送

静岡労働局統計情報一部改変

静岡県内の外国人労働者の災害発生状況

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
※1 死傷者数	317	323	306	373	397	366
※2 外国人労働者数	65,734	66,806	67,841	74,859	81,560	88,968
※1 技能実習生死傷者数	67	59	48	64	85	80
※2 技能実習生人数	15,894	13,067	12,392	14,437	16,977	18,211

※1 労働者死傷病報告より作成

※2 静岡労働局職業安定部(職業対策課より情報提供)

【本年 2 月～3 月「死亡災害多発警戒」を静岡労働局が発令】

緊急事態！！ 労災死亡事故多発中

静岡県内で機械や設備等に
挟まれて死亡する災害が続発！

機械安全化の原則を徹底してください！

◎本質安全の原則

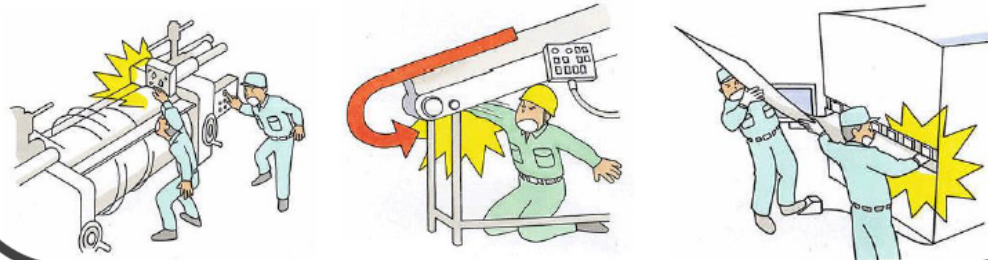
機械の危険箇所（危険源）を除去する、人に危害を与えない程度にする。

◎隔離の原則

カバーや柵等を設けて、機械の稼働範囲に身体が入らないようにする。

◎停止の原則

機械の稼働範囲での作業は、機械を確実に停止させてから行うようにする。



静岡県内において令和 8 年で、はさまれ・巻き込まれによる死亡災害がすでに 3 件も発生しています。

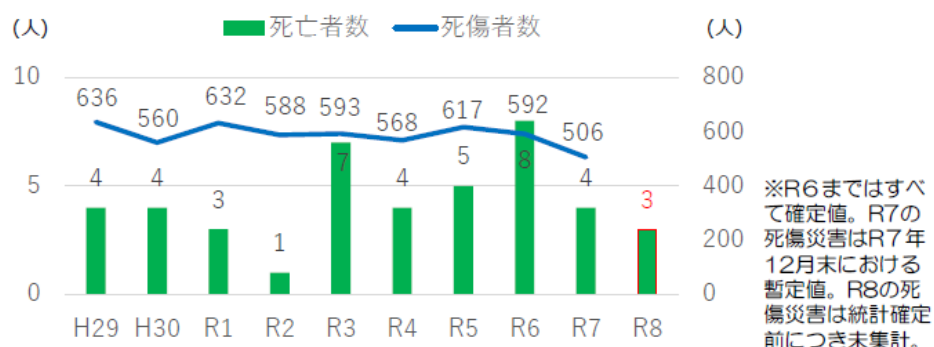
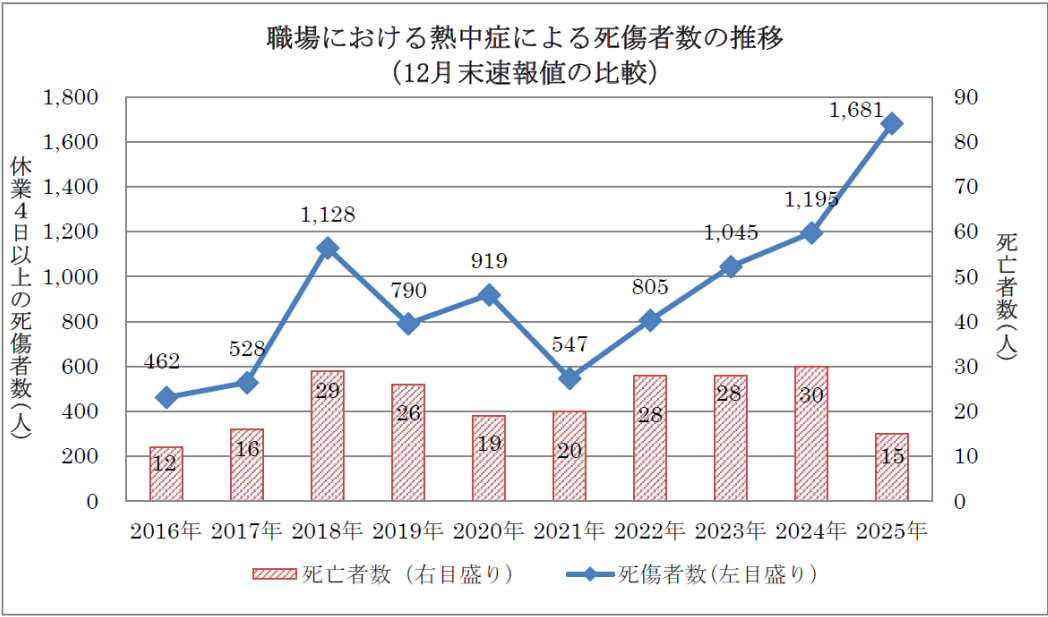


図-1 はさまれ・巻き込まれ災害の年別労働災害死傷者数の推移 資料：労働者死傷病報告

【熱中症による死傷者】

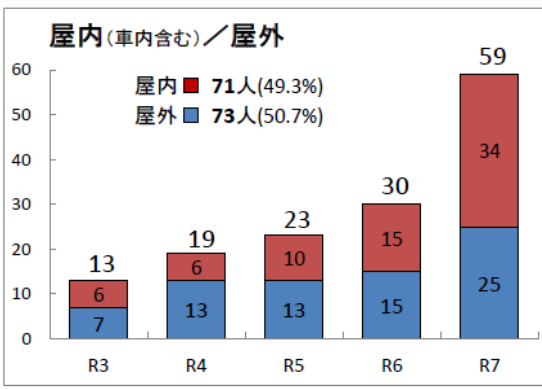
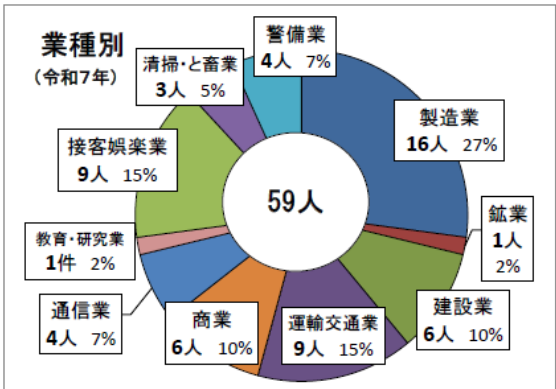
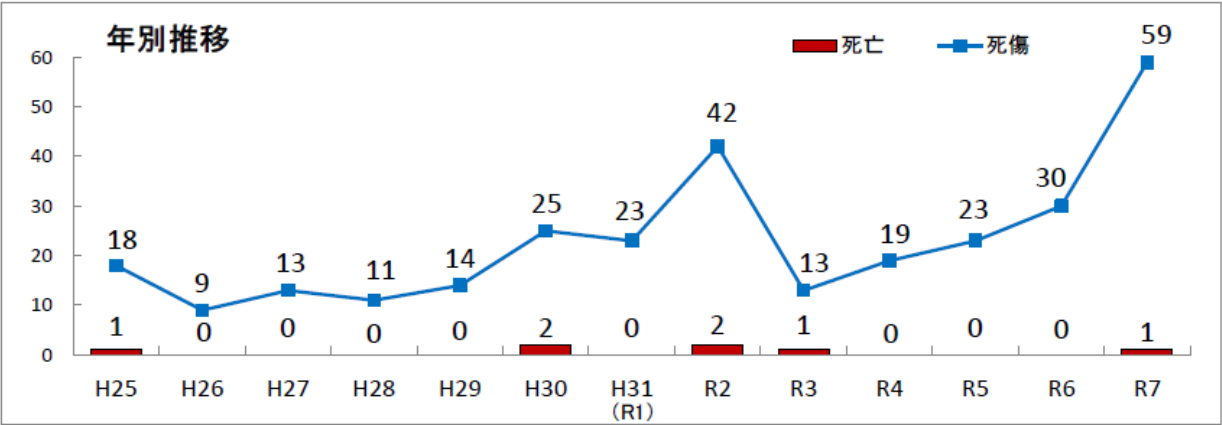
厚生労働省 （全国 12 月末の速報値）



2025 年死傷者数（休業 4 日以上・死亡災害） （ ）内死亡者数
死亡災害は前年に比べ半減したが、死傷者数は統計を取り始めた 2005 年以降で最多
【業種別】
製造業 337 人（1 人）、建設業 278 人（5 人）、商業 221 人（1 人）、運送業 201 人（1 人）

令和7年 静岡県内の熱中症による死傷災害発生状況

静岡労働局



部改変



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月
準備 重点取組

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



環境省
熱中症予防情報
サイト



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行
させる等を考慮）



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周囲が異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

【令和 8 年に公表された指針・ガイドライン（厚生労働省）】

- 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」(R8.3.18)

職場における熱中症防止のため、作業環境管理・作業管理・健康管理・安全衛生教育の実施に関する具体的対策を新たに示したガイドラインです

- 「高年齢者の労働災害防止のための指針」(R8.2.10)

労働安全衛生法第 62 条の 2（改正：R8.4.1 施行）

「事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」

法改正により事業者の努力義務とされた高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置について、その適切かつ有効な実施を図るための事項を示した指針です

- 「治療と就業の両立支援指針」(R8.2.10)

労働施策総合推進法第 27 条の 3（改正：R8.4.1 施行）

「事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によって疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」

法改正により事業者の努力義務とされた治療と就業の両立を支援するための必要な措置について、その適切かつ有効な実施を図るための事項を示した指針です

上記指針・ガイドラインの詳細について

富士労働基準協会 Web サイト内「協会からのお知らせ」
～行政情報（労働災害発生状況、最低賃金、重要法令改正等の各種行政情報）～
から確認できます



【 関係機関、助成金、相談窓口等情報 】

1. 【エイジフレンドリー補助金】 TEL：03-6381-7507

《申請担当》一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会「エイジフレンドリー補助金事務センター」 対象：①専門家総合対策コース ②熱中症対策コース ③コラボヘルスコース（①・②上限 100 万円、③上限 30 万円）

※ 補助金申請受付期間 令和 8 年 5 月～令和 8 年 10 月

2. 【化学物質のリスクアセスメント相談窓口】 TEL: 050-5577-4862（無料）

《相談窓口》テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

～化学物質管理（ラベル・SDS・リスクアセスメントなど）に関する電話相談～

開設期間：令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月 平日 10：00～17：00

3. 【静岡産業保健総合支援センター】

TEL：054-205-0111（無料）

産業保健スタッフ、事業主等に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を実施

- ・産業医等産業保健スタッフ向け専門的研修、事業主等向け相談対応
- ・メンタルヘルス対策や両立支援の専門家による個別訪問支援
- ・事業主・労働者等に対する啓発セミナー 等

※転倒防止・腰痛予防のための職場訪問支援（健康測定・チェック/社内セミナーの実施・実技指導・運動アドバイス等）を無料で実施していますので、ご利用願います

4. 【富土地域産業保健センター】

TEL：0545-57-5211（無料）

産業医、保健師を配置し、小規模事業場への支援を実施

- ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導、健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 等

5. 【労働安全衛生コンサルタント会静岡支部安全衛生なんでも相談（無料）】

- ・開設日 平日の火・木曜日 13 時～16 時
- ・相談事項 産業安全・衛生全般
- ・相談窓口 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠 2 - 1 7 - 5 （静基連会館内 1F）
電話/Fax 054-253-5857 ※ 電話でもご相談できます
E-mail shizu_aneicon@yahoo.co.jp

【イベントのご案内】

- 安全管理セミナー 令和8年7月3日(金) 労政会館 (協会 Web サイト掲載)
(特別講演「高年齢者の労働災害対策～すべての労働者のための改善につなぐ～」(仮題)
事故防止研究所代表 工学博士 高木元也 氏)
- 全国労働衛生週間説明会 令和8年9月3日(木)
(講演：監督署安全衛生課長、特別講演：「治療と就業の両立支援」予定)
- 優良事業場見学会/静岡県産業安全衛生大会 令和8年10月13日(火) (特別講演「ナッジ
による健康安全プロモーション」(仮題) 青森県立保健大学客員教授、青森
大学客員教授) 竹林 正樹 氏)
- 労務管理研修会 令和9年2月25日(木)
(講演：監督署監督課長、特別講演：「外国人労働者の雇用管理」予定)

【ご注意!!】

- ◇ 週間説明会・労務管理研修会について、令和7年度よりハガキによる開催案内はしていません
お手数ですが、当協会 Web サイトの会員専用サイト「最新の労基しずおか」(パスワード『frk』)でご確認のうえ、ご参加をお願いいたします
- ◇ 月刊誌「労基しずおか」は昨年8月より、上記サイトに掲載しています

【安全標語の募集】

応募締切日：令和8年6月23日(火)

応募作品数：1事業所5点以内

応募方法：下記様式、または協会 Web サイト「最新の労基しずおか」掲載様式に記入の上、Fax 送信をお願いします

富士労働基準協会 宛 (Fax 0545-53-0333)

標 語	氏 名

事業所名

所在地

担当者氏名

連絡先 (Tel)